



潤いある景観の形成

● 現状と課題 ●

鈴鹿山麓から丘陵地域にある自然環境（鈴鹿山系の樹林地、丘陵地の樹林地や里山、河川、農地）には、水や酸素の供給源、生物多様性の維持、洪水などを防ぐ防災機能など様々な役割があります。さらには、人が自然に触れあえる貴重な場所でもあることから、自然環境を保全し適正に維持管理していくことが重要となっています。また、大羽根公園、大羽根緑地、朝明緑地、三滝川いこいの広場の4つの都市公園があり、県営の北勢中央公園、三重県民の森など多くの公園、緑地に恵まれています。身近な公園や広場の整備も求められています。

平成16年に景観法が施行され、景観法に基づく三重県景観計画により、平成20年4月1日から一定規模以上の開発及び建築行為等については、届け出が必要となっています。

近年、太陽光発電施設の設置が増加しており、地域住民とのトラブル防止のため、県では平成29年に三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドラインを策定し、事業者に対して、地域住民への情報提供や地域との調和を図りつつ適切な導入を進めることを求めており、当町においても、特に自然環境に配慮した景観の形成が望まれています。

● 目指す方向 ●

- ① 水と緑のネットワークの形成を図ります
- ② 公園、緑地の整備と管理体制の充実を図ります
- ③ 地域の特性を活かした景観の整備を図ります

● 関連する個別計画 ●

- ・四日市広域緑の基本計画（①②）
- ・菟野町都市マスタープラン（③）

● それぞれの役割 ●

町民・地域の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> ・地域の自然環境や景観に関心を持つ ・地域の公園を地域の憩いの場として積極的に利用する ・地域の公園の維持・管理に参加する 	<ul style="list-style-type: none"> ・森林、東海自然歩道、水辺空間を環境資源として保全し、水と緑のネットワークの形成を図る ・地区の特性に配慮した公園、緑地の整備を促進する ・公園を災害時の避難場所に活用できるように再整備する ・景観法に基づき、開発や屋外広告物に対する規制について適正な指導に努める ・景観の形成に関するルールづくりなど、町民、事業者への景観づくりの支援、誘導を行う